

## 県道後楽園線及び市道後楽園・原尾島線の通行禁止の解除について (鶴見橋及び蓬萊橋の通行禁止の解除について)

県道後楽園線及び市道後楽園・原尾島線(鶴見橋及び蓬萊橋)について、沿道建物の外壁等の落下により車両通行禁止にしておりましたが、通行禁止を解除しましたのでお知らせします。

### 1 日時

通行禁止解除:令和5年8月9日(水)10時30分頃

### 2 場所

【通行禁止を解除した区間】

岡山市北区出石町一丁目8番1号先から岡山市中区浜二丁目1番32号先までの区間  
規制延長 約400m

### 3 内容

沿道建物の外壁等の落下による付近の県道後楽園線及び市道後楽園・原尾島線(鶴見橋及び蓬萊橋)の車両通行禁止について、通行禁止を解除しました。

なお、県道後楽園線鶴見橋西詰付近は片側交互通行となっておりますのでご注意ください。

### 4 その他

#### 【問い合わせ先】

岡山市北区役所地域整備課 前原・野田 直通086-803-1686 内線3381・3390